

大規模災害時における港湾物流機能の確保へ ～「第5回東北広域港湾防災対策協議会」を開催します～

東日本大震災のような大規模災害が起きても港湾機能を継続し、物資輸送を円滑に行うための東北全体での事前準備や連絡体制のあり方等を検討するために、「東北広域港湾防災対策協議会」を開催します。

今回の協議会では、東北広域港湾BCP（事業継続計画）のとりまとめ、並びに港湾機能の継続に向けた本協議会のH27年度の取り組み、及び各港協議会の取り組み状況について意見交換します。

【開催概要】

- ◆日時：平成27年 2月27日（金） 15時～16時30分
- ◆場所：**仙台市青葉区 花京院スクエア15階共用会議室**
（仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエアビル15階）
- ◆内容：
 - ・東北広域港湾BCP（案）について
 - ・H27年度の取り組みについて
 - ・各港協議会の取り組み状況について
- ◆参加機関：別紙のとおり

【取材について】

- ・受付は14時30分から行います。取材は担当者の指示に従って下さい。
- ・会議は非公開とさせていただきますが、議事内容につきましては、協議会終了後（16時30分予定）に10階会議室にて事務局から説明いたします。
- ・カメラ撮りは、冒頭のみ（議事開始まで）とさせていただきます。

【発表記者會】宮城県政記者會、東北電力記者會、東北専門記者會

【問合せ先】国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 電話 022(716)0024（直通）
港湾空港防災・危機管理課長 佐藤 久和
港湾空港防災・危機管理課 課長補佐 齋藤 聡

東北広域港湾防災対策協議会 名簿

(順不同、敬称略)

分野	氏名	所属	役職
学識経験者	小野 憲司	京都大学防災研究所 社会防災研究部門	教授
	柳井 雅也	東北学院大学 教養学部地域構想学科	教授
	福本 潤也	東北大学大学院 情報科学研究科	准教授
	水谷 雅裕	国土交通省国土技術政策総合研究所 沿岸海洋・防災研究部危機管理研究室	室長
	安部 智久	国土交通省国土技術政策総合研究所 港湾研究部港湾計画研究室	室長
各港協議会	佐溝 圭太郎	青森港港湾機能継続協議会	座長
		(国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所)	(所長)
	平山 千代和	青森港港湾機能継続協議会	副座長
		(青森県県土整備部港湾空港課)	(課長)
	千葉 忠樹	八戸港港湾機能継続協議会	座長
		むつ小川原港港湾機能継続協議会(仮称) (国土交通省東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所)	(所長)
	平山 千代和	八戸港港湾機能継続協議会	副座長
		むつ小川原港港湾機能継続協議会(仮称) (青森県県土整備部港湾空港課)	(課長)
	古土井 健	釜石港港湾機能継続協議会	座長
		久慈港、宮古港、大船渡港港湾機能継続協議会(仮称) (国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所)	(所長)
	藤本 栄二	釜石港港湾機能継続協議会	副座長
		久慈港、宮古港、大船渡港港湾機能継続協議会(仮称) (岩手県県土整備部港湾課)	(課長)
	高田 直和	仙台塩釜港港湾機能継続協議会	座長
		(国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所)	(所長)
	平塚 智	仙台塩釜港港湾機能継続協議会	副座長
(宮城県土木部港湾課)		(課長)	
千葉 秀樹	能代港、船川港、秋田港港湾機能継続協議会	座長	
	(国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所)	(所長)	
三浦 良則	能代港、船川港、秋田港港湾機能継続協議会	副座長	
	(秋田県建設部港湾空港課)	(課長)	
清水 純	酒田港港湾機能継続協議会	座長	
	(国土交通省東北地方整備局酒田港湾事務所)	(所長)	
井上 和則	酒田港港湾機能継続協議会	副座長	
	(山形県港湾事務所)	(所長)	
木本 仁	小名浜港港湾機能継続協議会	座長	
	相馬港港湾機能継続協議会(仮称) (国土交通省東北地方整備局小名浜港湾事務所)	(所長)	
山口 登	小名浜港港湾機能継続協議会	副座長	
	相馬港港湾機能継続協議会(仮称) (福島県土木部港湾課)	(課長)	
行政機関	菊田 信夫	海上保安庁第二管区海上保安本部交通部	部長
	徳 正芳	財務省函館税関総務部	部長
	山根 英一郎	財務省東京税関総務部	部長
	前川 信隆	財務省横浜税関総務部	部長
	矢島 優一	国土交通省東北運輸局海事振興部	部長
港湾建設関係団体	馬場 隆之	一般社団法人日本埋立浚渫協会東北支部	支部長
	馬場 隆之	東北港湾空港建設業連合会	会長
	細川 英邦	一般社団法人日本海上起重重技術協会東北支部	支部長
行政機関 (東北地方整備局)	津田 修一	国土交通省東北地方整備局	副局長
	諸星 一信	国土交通省東北地方整備局港湾空港部	部長

※各港の港湾機能継続協議会が設立されていない場合は、暫定的に国・港湾管理者の事務所長若しくは課長とする。